

【 投薬 】

272 心房細動等に対するシロスタゾールの算定について

《令和6年8月30日》

○ 取扱い

- ① 心房細動に対するシロスタゾール（プレタールOD錠等）の算定は、原則として認められない。
- ② K555 弁置換術後におけるシロスタゾール（プレタールOD錠等）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

シロスタゾール（プレタールOD錠等）の添付文書の効能・効果は「慢性動脈閉塞症に基づく潰瘍、疼痛及び冷感等の虚血性諸症状の改善、脳梗塞（心原性脳塞栓症を除く）発症後の再発抑制」で、主たる薬理作用は血小板凝集抑制作用である。心房細動やK555 弁置換術後の血栓形成抑制に対する効果は不十分であり、抗凝固薬が使用されるのが一般的である。

以上のことから心房細動、K555 弁置換術後に対するシロスタゾール（プレタールOD錠等）の算定は、原則として認められないと判断した。